

第1回京都府犯罪被害者等支援検討委員会 次 第

日 時：令和4年6月28日（火）

15時00分～17時00分

場 所：京都府公館第5会議室

1 開 会

2 委員紹介

3 委員長選出

4 議 事

（1）京都府の治安情勢について

（2）京都府の犯罪被害者等支援の取組について

（3）京都府警察の犯罪被害者等支援の取組について

（4）犯罪被害者等支援アンケート調査結果等について

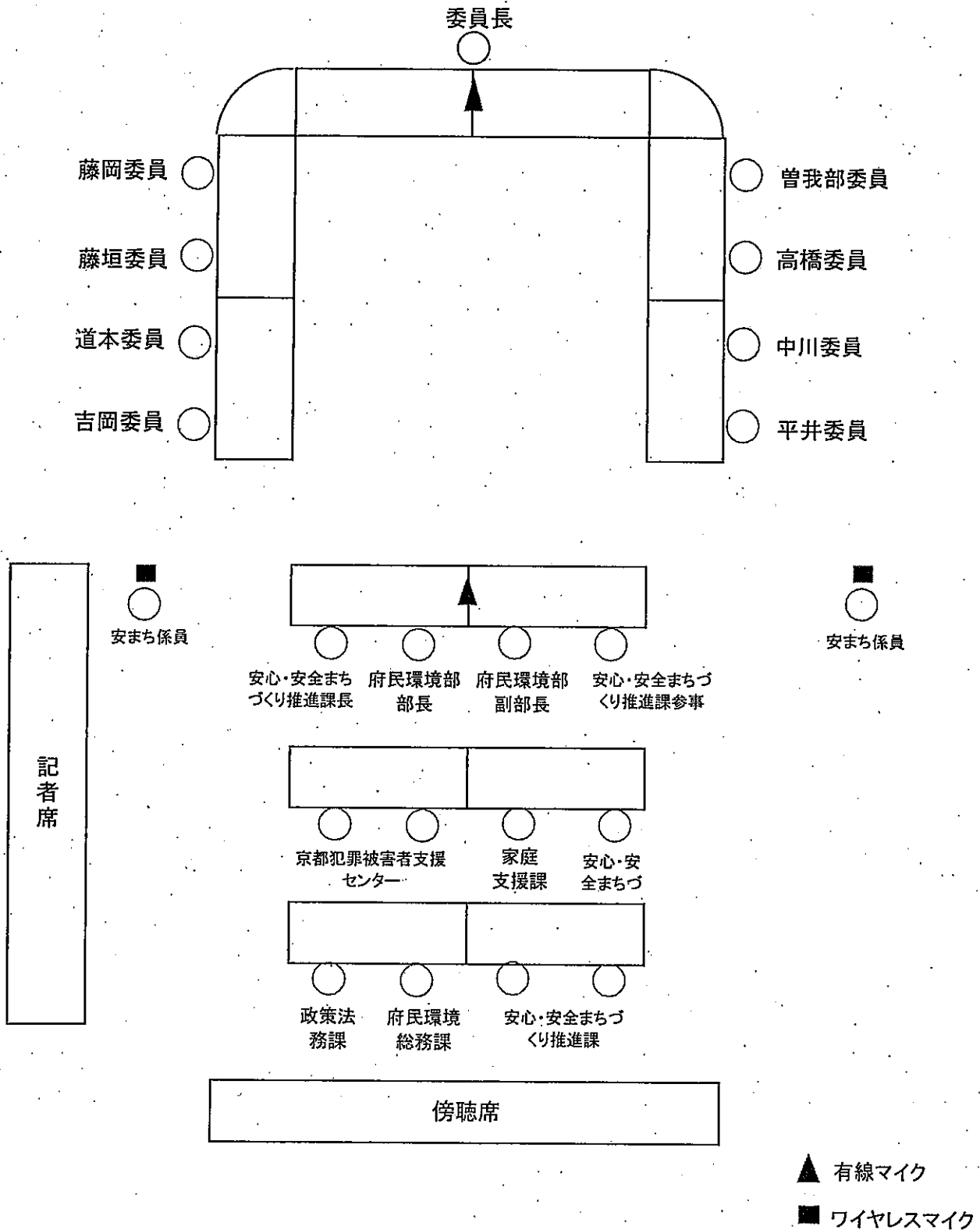
5 意見交換

6 事務連絡

7 閉 会

第1回 京都府犯罪被害者等支援検討委員会

令和4年6月28日(火)15時～
京都府公館第5会議室



京都府犯罪被害者等支援検討委員会（第1回）

出席者名簿

【 委 員 】

氏 名	御 所 属
曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科教授
高橋 みどり	京都弁護士会
中川 るみ	一般社団法人京都社会福祉士会相談役
平井 紀夫	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター副理事長
藤岡 一郎	京都産業大学名誉教授
藤垣 浩二	与謝野町防災安全課長（京都府町村会）
道本 明典	八幡市総務部長（京都府市長会）
吉岡 宏典	京都府警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室長

（五十音順、敬称略）

【 事 務 局 】

益田 結花	京都府府民環境部長
永本 正勝	京都府府民環境部副部長
舟木 健広	京都府府民環境部安心・安全まちづくり推進課長
高橋 香織	京都府府民環境部安心・安全まちづくり推進課参事

京都府犯罪被害者等支援検討委員会設置要領

(目的)

第1条 「京都府犯罪被害者等支援条例」の制定に向け、条例や支援のあり方等について検討するため、幅広い視点から多様な意見を聴取することを目的に京都府犯罪被害者等支援検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員の任期は、選任された日から1年以内とする。

3 委員会には、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 知事は、必要に応じて会議を招集する。

5 委員長は、議事を運営する。

6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の責務)

第3条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

2 委員は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならず、委員の職を退いた後も同様とする。
ただし、知事が認めたときは、この限りではない。

(委員以外の者の出席)

第4条 知事は、会議において、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聞くことができる。

(公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年5月26日から施行する。

別表

京都府犯罪被害者等支援検討委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属
黒川 雅代子	龍谷大学短期大学部社会福祉学科教授
曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科教授
高橋 みどり	京都弁護士会
中川 るみ	一般社団法人京都社会福祉士会相談役
平井 紀夫	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター副理事長
藤岡 一郎	京都産業大学名誉教授
藤垣 浩二	与謝野町防災安全課長（京都府町村会）
道本 明典	八幡市総務部長（京都府市長会）
吉岡 宏典	京都府警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室長

第1回京都府犯罪被害者等支援検討委員会

資 料 目 次

	頁
(1) 資料 1 京都府の治安情勢（犯罪・交通事故）	1
(2) 資料 2 京都府における犯罪被害者等支援の取組	3
(3) 資料 3 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画（犯罪被害者等支援）	13
(4) 資料 4 京都府警察における犯罪被害者等支援の取組	19
(5) 資料 5 犯罪被害者等の支援に関するアンケート調査結果	21
(6) 資料 6 犯罪被害者等基本法及び第4次犯罪被害者等基本計画の概要	25
(7) 資料 7 犯罪被害者等支援に特化した都道府県条例の制定状況	27
(8) 参考資料1 犯罪被害者支援センター及び学識経験者からの意見聴取結果	29
(9) 参考資料2 近隣府県及び直近に制定した主な犯罪被害者等支援条例	31

（大阪府、愛知県、長野県）

京都府の治安情勢

○ 刑法犯 認知件数(10か年推移・罪種別)

年次別 罪種別	平成 24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年
刑法犯総数	32,866	31,944	28,671	24,068	20,479	18,603	16,821	15,136	11,851	10,483
凶悪犯	153	152	130	100	98	90	95	90	89	85
殺人	20	19	29	17	14	11	15	10	13	14
強盗	79	83	57	41	43	46	23	36	30	25
放火	25	25	24	17	23	18	26	15	17	14
強制性交等	29	25	20	25	18	15	31	29	29	32
粗暴犯	1,390	1,359	1,312	1,220	1,144	1,030	1,078	909	829	758
凶器準備集合	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
暴行	630	589	549	571	548	476	478	436	416	357
傷害	616	630	612	536	505	448	492	380	338	323
脅迫	49	55	76	57	62	70	65	63	47	56
恐喝	95	85	75	56	29	36	43	30	27	22
窃盗犯	24,588	24,354	21,436	17,724	15,033	13,245	12,225	11,080	8,259	7,153
侵入盗	1,632	1,514	1,172	1,106	920	961	785	740	475	486
乗り物盗	9,987	10,223	10,084	7,893	6,653	5,572	4,970	4,443	3,175	2,285
非侵入盗	12,969	12,617	10,180	8,725	7,460	6,712	6,470	5,897	4,609	4,382
知能犯	701	762	825	777	672	839	737	595	581	596
詐欺	583	664	739	684	593	773	616	518	506	527
横領	47	30	34	36	28	24	35	32	29	21
偽造	68	66	51	53	48	41	85	40	42	44
汚職	2	1	-	3	1	-	1	5	1	3
あっせん利得処罰法	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
背任	1	1	1	1	2	1	-	-	3	1
風俗犯	384	312	276	237	211	217	222	155	181	134
賭博	40	9	3	2	9	2	7	5	1	2
わいせつ	344	303	273	235	202	215	215	150	180	132
うち)強制わいせつ	225	218	201	169	139	158	122	91	121	68
うち)公然わいせつ	61	41	52	47	47	45	62	45	41	42
その他の刑法犯	5,650	5,005	4,692	4,010	3,321	3,182	2,464	2,307	1,912	1,757
うち)占有離脱物横領	861	581	778	771	600	573	472	458	359	376
うち)公務執行妨害	76	80	72	61	58	61	58	56	42	45
うち)住居侵入	307	299	253	181	220	206	184	172	136	108
うち)逮捕監禁	7	7	4	7	4	3	3	3	7	2
うち)略取誘拐・人身売買	3	2	-	2	5	2	5	3	2	4
うち)盗品等	59	36	28	23	24	21	22	14	12	13
うち)器物損壊等	4,226	3,890	3,460	2,865	2,317	2,218	1,626	1,494	1,235	1,070

年次別交通事故発生状況

総数

区分 年次	交通事故					自動車 保有台数	自動車 千台当たりの 発生件数	人口	人口10万人当たり	
	発生件数	うち死亡 事故件数	死者数	負傷者数	うち 重傷者数				死者数	負傷者数
昭和40年	12,977	289	304	15,714	...	191,074	67.9	2,102,808	14.5	747.3
41	14,833	317	332	18,600	...	221,831	66.9	2,125,053	15.6	875.3
42	16,705	278	296	21,832	...	261,425	63.9	2,160,488	13.7	1,010.5
43	21,227	294	309	28,786	...	307,377	69.1	2,193,535	14.1	1,312.3
44	25,771	337	346	35,504	...	360,911	71.4	2,219,118	15.6	1,599.9
45	25,066	331	356	35,122	...	409,784	61.2	2,250,087	15.8	1,560.9
46	23,222	340	351	32,115	2,834	454,795	51.1	2,280,682	15.4	1,408.1
47	21,455	341	360	29,407	2,640	502,458	42.7	2,321,777	15.5	1,266.6
48	18,812	341	360	25,542	2,458	546,900	34.4	2,362,094	15.2	1,081.3
49	16,105	242	253	21,572	2,239	567,999	28.4	2,394,209	10.6	901.0
50	16,082	224	246	21,252	1,635	583,771	27.5	2,424,856	10.1	876.4
51	16,100	216	226	21,042	1,579	612,420	26.3	2,452,193	9.2	858.1
52	16,191	216	220	21,096	1,570	641,592	25.2	2,475,558	8.9	852.2
53	16,328	184	195	21,232	1,334	673,371	24.2	2,495,922	7.8	850.7
54	16,058	201	210	20,464	1,407	705,298	22.8	2,512,566	8.4	814.5
55	15,890	195	203	20,462	1,923	736,399	21.6	2,527,330	8.0	809.6
56	16,229	203	220	20,829	2,147	768,247	21.1	2,539,192	8.7	820.3
57	17,357	213	223	22,111	2,418	803,548	21.6	2,553,097	8.7	866.0
58	18,065	190	200	23,298	2,486	839,889	21.5	2,567,529	7.8	907.4
59	17,117	211	225	21,895	2,286	874,869	19.6	2,577,849	8.7	849.4
60	17,839	202	207	22,604	2,480	908,550	19.6	2,586,574	8.0	873.9
61	17,360	199	208	22,137	2,407	948,451	18.3	2,594,420	8.0	853.3
62	17,514	245	250	22,277	2,596	984,290	17.8	2,599,876	9.6	856.8
63	17,029	213	223	21,546	2,541	1,030,888	16.5	2,603,742	8.6	827.5
平成元年	17,100	222	231	22,276	2,661	1,083,997	15.8	2,605,810	8.9	854.9
2	16,473	248	259	21,032	2,826	1,127,021	14.6	2,602,460	10.0	808.2
3	16,320	250	260	21,297	2,741	1,158,023	14.1	2,606,196	10.0	817.2
4	16,955	242	259	21,471	2,994	1,175,768	14.4	2,612,619	9.9	821.8
5	17,315	206	216	22,016	3,021	1,199,095	14.4	2,614,955	8.3	841.9
6	17,080	200	210	21,597	2,815	1,226,232	13.9	2,619,007	8.0	824.6
7	17,515	216	231	21,961	2,816	1,258,193	13.9	2,629,592	8.8	835.1
8	17,860	215	227	22,273	2,724	1,289,403	13.9	2,633,334	8.6	845.8
9	17,748	175	181	21,927	2,657	1,315,122	13.5	2,636,750	6.9	831.6
10	17,957	177	185	22,021	2,571	1,324,790	13.6	2,641,787	7.0	833.6
11	18,447	149	153	22,787	2,417	1,334,441	13.8	2,643,580	5.8	862.0
12	19,360	174	181	23,971	2,518	1,344,972	14.4	2,644,391	6.8	906.5
13	19,523	159	164	24,311	2,634	1,350,132	14.5	2,646,143	6.2	918.7
14	19,174	130	136	23,570	2,566	1,352,434	14.2	2,646,555	5.1	890.6
15	18,884	118	119	23,129	2,385	1,349,689	14.0	2,647,889	4.5	873.5
16	19,590	129	130	24,162	2,485	1,359,708	14.4	2,648,245	4.9	912.4
17	19,460	117	120	23,747	2,412	1,379,483	14.1	2,647,660	4.5	896.9
18	18,346	118	121	22,374	2,382	1,384,894	13.2	2,644,075	4.6	846.2
19	17,094	90	91	20,655	2,161	1,360,903	12.6	2,638,510	3.4	782.8
20	15,517	99	102	18,565	2,039	1,351,648	11.5	2,635,134	3.9	704.5
21	15,009	100	101	17,972	1,914	1,339,734	11.2	2,631,441	3.8	683.0
22	14,775	95	96	17,813	1,357	1,335,232	11.1	2,636,704	3.6	675.6
23	14,087	103	103	17,065	1,245	1,332,132	10.6	2,632,496	3.9	648.2
24	12,371	96	106	15,088	1,444	1,334,766	9.3	2,627,313	4.0	574.3
25	11,387	67	70	13,801	1,530	1,337,012	8.5	2,620,210	2.7	526.7
26	10,185	67	69	12,387	1,526	1,343,090	7.6	2,613,594	2.6	473.9
27	9,328	87	87	11,262	1,345	1,342,212	6.9	2,610,353	3.3	431.5
28	8,087	60	60	9,678	1,277	1,343,233	6.0	2,605,731	2.3	371.4
29	7,145	64	66	8,530	1,237	1,340,844	5.3	2,599,313	2.5	328.2
30	6,142	51	52	7,258	1,161	1,342,750	4.6	2,591,779	2.0	280.0
令和元年	5,183	55	55	6,071	991	1,342,021	3.9	2,583,140	2.1	235.0
2	4,118	49	49	4,699	892	1,346,801	3.1	2,578,087	1.9	182.3
3	3,859	50	51	4,408	818	1,311,825	2.9	2,561,358	2.0	172.1

注1 自動車台数は軽二輪以上の二輪車を含む。各年12月末現在

注2 人口は各年10月1日現在の推計値、国勢調査年は国勢調査人口

出典：令和3年交通統計（京都府警察本部）

京都府における犯罪被害者等支援の取組

京都府における 犯罪被害者等支援の取組について

第1回京都府犯罪被害者等支援検討委員会
令和4年6月28日（火）

1 犯罪被害者等支援の推移

昭和49年	三菱重工ビル爆破事件
55年	犯罪被害者等給付金支給法制定
平成4年3月	東京医科歯科大学に犯罪被害者相談室設置（全国初の民間施設）
7年3月	地下鉄サリン事件
10年5月	全国被害者支援ネットワーク設立
	民間支援団体（任意団体）として <u>京都犯罪被害者支援センター設立（全国で10番目）</u>
12年4月	京都犯罪被害者支援センターが公益社団法人に移行
13年4月	犯罪被害者等給付金支給法一部改正（犯罪被害者等早期支援団体の指定条項を追加）
15年10月	京都犯罪被害者支援センターが犯罪被害者等早期援助団体に指定（京都府公安委員会）
15年12月	犯罪に強い社会の実現のための行動計画（犯罪対策閣僚会議）策定
16年12月	犯罪被害者等基本法制定
	<u>京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例制定（議員提案）</u>
17年12月	第1次犯罪被害者等基本計画策定（～平成22年3月末）
	<u>京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画策定</u>
20年1月	<u>京都府犯罪被害者サポートチーム設置</u>
23年3月	第2次犯罪被害者等基本計画策定（～平成28年3月末）
26年4月	<u>府内全市町村で被害者支援条例を制定、見舞金等制度を導入</u>
28年4月	第3次犯罪被害者等基本計画策定（～令和3年3月末）
令和3年3月	第4次犯罪被害者等基本計画策定（～令和8年3月末）

2 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例

(1) 条例の制定（平成16年12月24日施行）

- ・ 京都府議会として初めての議員提案による政策条例（全会派一致で提案）
- ・ 「犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進」と「犯罪被害者等支援」の二本柱

(2) 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすすべての犯罪の防止に関し、府の責務並びに府民及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進及び犯罪により被害を受けた者、その遺族等（以下「犯罪被害者等」という。）に対する支援を行うために必要な事項を定めることにより、府民が安心して安全に暮らすことができる社会の実現を図ることを目的とする。

第4章 犯罪被害者等に対する支援

（犯罪被害者等に対する支援）

第15条 府は、犯罪被害者等が平穏な生活を確保することができるよう、犯罪被害者等に対する必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 府は、前項の支援を効果的に推進するため、国及び市町村と緊密な連携を図るものとする。

（推進体制の整備等）

第16条 府は、府民等と連携及び協力をして、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 府は、犯罪被害者等への支援を適正に行う団体に対し、その団体の活動を促進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

（広報及び啓発）

第17条 府は、犯罪被害者等の支援に関し、府民の理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うよう努めるものとする。

3 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画

▷ 背景

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」に基づき、京都府が犯罪のない安心・安全なまちづくりと犯罪被害者等に対する支援に関する総合的な施策を実施するため「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」を策定

○平成17年12月 策定【期間：平成18年度～平成22年度】

○平成22年11月 改定【期間：平成23年度～平成27年度】

○平成26年12月 改定【期間：平成27年度～平成30年度】

○平成31年3月 改定【令和元年度～令和5年度まで】 ※現行計画



▷ 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画（現行計画）

基本目標

- ・ 刑法犯認知件数の減少傾向を維持して1万5千件を目指し、新たな脅威（犯罪）に対応
- ・ 国との適切な役割分担を踏まえて、関係機関等と連携して再犯防止施策を推進
- ・ 犯罪被害者等基本法や国の基本計画を踏まえて、総合的な犯罪被害者等支援を実施

(第4章) 犯罪被害者等に対する支援の充実

※詳細は、「資料3 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」を参照してください。

1 基本目標

犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要であるため、犯罪被害者等が置かれた状況が社会に十分理解され、犯罪被害者等が孤立することなく、その権利利益が保護されるよう、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）や第3次犯罪被害者等基本計画を踏まえながら、総合的な支援を進めます。

2 具体的施策

(1) 犯罪等発生直後からの総合的支援体制及び継続的支援の充実

犯罪被害者等の置かれた状況に応じた必要な支援を総合的・継続的に実施します。

(ア) 犯罪による被害等発生直後の支援の充実

(イ) 生活全般にわたる総合的支援体制の充実、継続的支援

(2) 個々の事情に応じた支援

犯罪被害者等の個々の具体的事情を踏まえて、状況に応じた支援を行います。

(ア) 各関係機関との連携

(イ) DV被害者に対する支援

(イ) 児童虐待被害者に対する支援

(イ) 性犯罪被害者に対する支援

(ウ) ストーカー被害者に対する支援

(カ) 家族等に対する支援

(3) 民間支援団体への援助

(公社) 京都犯罪被害者支援センターが行う相談業務や各種事業の運営に対して援助するとともに、寄付された古本等の売却収益を犯罪被害者支援センターに活動資金として寄付することができる「ホンデリング」の実施を府内全市町村に拡大するなど、その活動を積極的に支援し、併せてその他の民間支援団体等との連携を図ります。

(4) 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発

犯罪被害者等への支援の必要性に対する府民の理解の浸透に向けた広報啓発を実施するとともに、犯罪被害者等の支援窓口の周知を進めます。

(ア) 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発

(イ) いのちを考える教室の実施

(ウ) 各種相談窓口・支援窓口の広報等

(第5章) 計画の推進

1 推進体制の整備

(1) 「京都府犯罪被害者支援連絡協議会」による推進

被害者のニーズに応えるため、「京都府犯罪被害者支援連絡協議会」の会員である行政、警察、民間支援団体等が各々の業務について認識を深めて情報交換を行うことにより、各種支援活動を効果的に推進するとともに、その各種活動を通じて支援の重要性を啓発することで、被害者支援に係る社会環境を醸成します。

(2) 京都府による計画の推進

庁内に組織横断的な会議を設置するなどして、計画を全庁挙げて推進することとし、国と連携した総合的な施策をそれぞれの役割を踏まえて進めます。

(3) 市町村や関係機関との連携

犯罪被害者等と各支援機関を適切に結ぶため、京都府をはじめ、市町村や民間活動団体等で構成される京都府犯罪被害者サポートチームのネットワークを活用した総合的な支援を実施します。

4 犯罪被害者等支援の具体的な取組①②

① (公社)京都犯罪被害者支援センターによる相談・支援対応 (H10～)

- ・ 相談窓口対応 (フリーダイヤル・面接相談)
- ・ カウンセリング (10回まで無料、H18～)
- ・ 付き添い支援
- ・ 弁護士法律相談 (3回まで無料、H23～)
- ・ 支援ボランティアの募集育成
- 府において、犯罪被害者支援センターの事業運営に対し、必要経費を補助 (H13～)
- 府において、ホンデリングプロジェクトの取得金を支援センターに寄附 (H28～)

② 被害者支援の総合調整窓口 (京都府犯罪被害者サポートチーム) の設置 (H20～)

- 府 (安心・安全まちづくり推進課) に相談専用電話を設置
- 府に専門職 (京都府犯罪被害者支援コーディネーター3名) を配置
被害者遺族・社会福祉士、公認心理師・臨床心理士・精神保健福祉士、支援センター事務局長

<サポートチームの役割>

- ・ 被害者等の状況に応じた支援機関への橋渡し、助言、情報提供等
- ・ 講演活動などを通じた被害者支援の広報、研修をはじめとする市町村相談対応窓口の充実・強化

4 犯罪被害者等支援の具体的な取組③④⑤⑥

③ 被害者支援相談対応窓口（市町村）の設置（H21～）

平成26年4月までに、府内すべての市町村において犯罪被害者支援の相談対応窓口を設置

④ 公営住居への優先入居制度の導入（H18～）

○府において、府営住宅の被害者優先入居募集を年3回実施、6ヶ月以内の一時利用を常時募集

⑤ 見舞金等支給制度の導入（H21～）

平成26年4月までに、府内のすべての市町村において犯罪被害者への見舞金等支給制度を導入

○府内25市町村（京都市を除く。）～見舞金：遺族30万円、傷害10万円

○京都市～生活資金を給付（生活困窮に限る。）：遺族30万円、傷害30万円

⑥ 日常生活支援制度の導入（H21～）

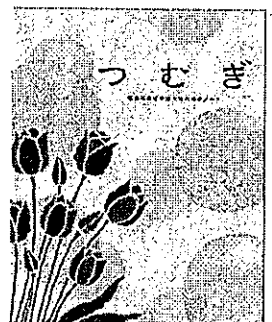
○京都市 ～被害者遺族・傷害被害者に対し、介護・家事・保育等のサービス利用費の一部を支給

○久御山町～被害者に対し、介護・家事・保育等の支援ヘルパーを派遣（有料、生活困窮は無料）

4 犯罪被害者等支援の具体的な取組⑦⑧⑨

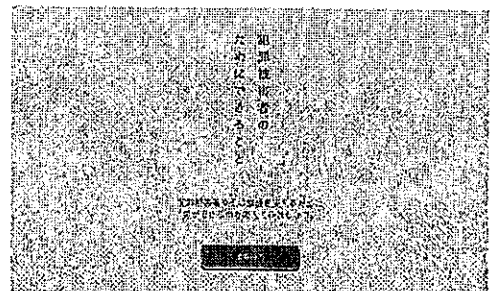
⑦ 犯罪被害者のためのノート「つむぎ」の作成配布（H29～）

府において、事情聴取や行政手続き等での被害者の負担軽減のため、被害者が事件記録や困りごとを書き込むノート「つむぎ」を作成配布



⑧ 犯罪被害者支援のためのeラーニングツールの製作（R.3～）

府において、犯罪被害者遺族講演動画及び様々な支援内容を府ホームページに掲載



⑨ 研修、教育、広報啓発（京都府）

○市町村研修会の開催（H19～）

市町村及び警察各署の犯罪被害者等施策担当者向けの研修会を開催

○いのちを考える教室の開催（H23～）

中高校生向けの被害者遺族講演を実施

○生命のメッセージ展の開催（H23～）

犠牲者の等身大の人型パネル展や講演等を実施

京都犯罪被害者支援センター相談対応状況

相談総数	年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
	件数	878	992	1312	996	989
	うちほくふ	39	38	152	116	50
	うち電話相談					
	年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
	件数	720	766	960	727	663
	うちほくふ	35	34	120	109	29
	うち面接相談					
	年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
	件数	111	95	180	132	146
	うちほくふ	4	3	23	5	7
	うちカウンセリング					
	年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
	件数	32	96	161	111	124
	うちほくふ		1	9		10
	うちメール、手紙等相談					
	年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
	件数	15	35	11	26	56
	うちほくふ				2	4
直接支援	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	回数	232	262	347	504	305
	うちほくふ	5		26	26	11
弁護士相談	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	回数	3	2	1	2	4
ボランティア 養成研修	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	回数	7	3	13	8	8

犯罪被害者サポートチームの相談対応状況

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
受案件数	83(15)	39(18)	28(5)	21(4)	19(3)
被害者本人	30(11)	17(10)	10(2)	12(1)	8(0)
被害者以外	33(4)	19(8)	15(3)	7(2)	10(3)
支援者	20(0)	3(0)	3(0)	2(1)	1(0)

※のべ件数。○内は継続相談を計上

※「被害者以外」欄には、被害者家族・遺族等からの被害者相談の他、第三者の相談も計上

※「支援者」欄は犯罪被害者支援関係者等からの被害相談を計上

居住地別	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
京都市	47	19	12	14	11
府南部	10	9	9	5	5
府北部	6	1	1	1	
府内不明	1	4	1		
他府県	18	4	4	1	3
不明	1	2	1		
合計	83	39	28	21	19

※ 府北部～亀岡以北

相談者の属性	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
被害者	30	17	10	7	9
被害者家族	2	1	2	4	2
被害者遺族	2	3	1		3
支援者	20	3	3	2	1
その他	29	15	12	8	4
合計	83	39	28	21	19

被害内容等	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
暴行傷害	5		4	2	3
窃盗	5	3	1	2	1
詐欺	2	2	1		
性犯罪		7	2	3	2
殺人	3	3			4
脅迫・強要				1	
つきまとい	7	2		1	
その他の犯罪	8	5	5	2	3
交通事故	1	3	1		1
その他のトラブル等	31	14	14	10	5
事務連絡	21				
合計	83	39	28	21	19

相談内容	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
日常生活	24	4	2	8	6
医療	3	7	4	1	3
法律	8	5	2	2	
金銭			1		
住宅	24	13	9	5	5
犯罪被害の申告	31	25	14	11	14

※ 複数回答

京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター相談件数

電話相談件数

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
延人数	1,555	1,433	1,498	1,126	1,415
実人数	314	284	263	352	428

京都府配偶者暴力相談支援センター相談件数

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
相談件数	2,527	3,057	3,212	3,285	2,398

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画

計画期間：2019年度から2023年度までの5年間

(犯罪被害者等支援部分抜粋)

京 都 府

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の背景	1
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	4

第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

1 基本目標	5
2 現状と課題・具体的施策	5

第3章 再犯防止施策の推進

1 基本目標	13
2 現状と課題・具体的施策	13

第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

1 基本目標	19
2 現状と課題・具体的施策	19

第5章 計画の推進

1 推進体制の整備	22
2 施策の実施	23

＜参考＞

1 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画検討委員会 委員名簿	24
2 検討経過	24
3 統計資料	25

第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

1 基本目標

犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要であるため、犯罪被害者等が置かれた状況が社会に十分理解され、犯罪被害者等が孤立することなく、その権利利益が保護されるよう、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）や第3次犯罪被害者等基本計画を踏まえながら、総合的な支援を進めます。

2 現状と課題・具体的施策

(1) 犯罪等発生直後からの総合的支援体制及び継続的支援の充実

ア. 現状と課題

犯罪被害者等が置かれた状況や事情は様々であり、必要とされる支援も、被害直後から捜査、公判に関わるものや医療、福祉、住宅等生活全般にわたります。さらに、時の経過とともに、求められる支援内容も変わることから、総合的で継続的な支援が必要です。

イ. 具体的施策

犯罪被害者等の置かれた状況に応じた必要な支援を総合的・継続的に実施します。

(i) 犯罪による被害等発生直後の支援の充実

犯罪による被害等が発生した直後の精神的負担の軽減や早期回復支援等のため、被害者等に対して行う病院への付き添いや傷害等の身体犯被害者への初診料・診断書料の公費負担制度の運用、被害直後の一時避難場所の確保等、初期的被害者支援を充実させます。

(ii) 生活全般にわたる総合的支援体制の充実、継続的支援

- a. 当事者の心情に配慮しながら、初期の段階で警察等と連携を図り、総合的な支援や犯罪被害者等の生活に寄り添った中・長期にわたる支援を行うため、京都府犯罪被害者サポートチームや京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）、配偶者暴力相談支援センター等において総合的な支援を行います。
- b. 精神的被害からの早期回復のためのDV被害者のグループカウンセリングや、居住場所を確保するため、犯罪被害者等を対象とした府営住宅の特定目的による優先入居募集等を実施するなど、犯罪被害者等の目線に立った支援を行います。
- c. 犯罪被害者等支援施策市町村職員担当者研修会の実施や犯罪による被害発生直後の被害者やその家族が記録を残して後々活用するためのノート「つむぎ」の活用等、市町村を含めた相談窓口体制の充実を図るとともに、国や京都府、市町村が適切な役割分担のもとで相互に連携・協力し、犯罪被害者等への円滑な支援を行っていきます。
- d. 犯罪被害等による心身の負担も自殺の要因となりうることから、京都府自殺ストップセンターにおいて電話・面接相談を実施し、深刻な心の悩みを抱える方々を支援します。また、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーを養成します。

(2) 個々の事情に応じた支援

ア. 現状と課題

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が直面している困難を開き、その権利利益の保護を図るために行うものであり、個々の犯罪被害者等の具体的事情を把握し、その事情に応じた適切な支援が必要です。

特に、性犯罪や、DV、児童虐待等の被害に遭ったにもかかわらず、自ら声を上げることが困

難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等や自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が犯罪被害に遭ったこと等により、その心身に悪影響を受けるおそれがある子ども等についても、そのニーズを把握し、適切に支援をしていく必要があります。

イ. 具体的施策

犯罪被害者等の個々の具体的な事情を踏まえて、状況に応じた支援を行います。

(7) 各関係機関との連携

犯罪被害者等の置かれた現状や社会復帰の道筋は様々であり、犯罪等により犯罪被害者等に生じた損害を1日でも早く回復させるためには、多くの支援機関による総合的な支援が必要であるため、京都府犯罪被害者支援連絡協議会や京都府犯罪被害者サポートチームにおいて、各支援機関との連携を強化します。

(i) 児童虐待被害者に対する支援

児童虐待を受けた児童や被害少年等に対し適切な支援を行うため、児童相談所や関係機関、団体等がそれぞれの役割のもと、連携して対応します。

(ii) ストーカー被害者に対する支援

ストーカー事案を早期に把握し、重大事件への発展を未然に防止するため、京都ストーカー相談支援センター（KSCC）における専門相談を実施し、被害者等の安全確保に向けて、迅速かつ的確に対応します。

(i) DV被害者に対する支援

DV被害者を支援するため、配偶者暴力相談支援センターにおいて、相談対応や一時保護、被害者の自立を支援する各種情報の提供を行うとともに、被害者の地域生活を支援する地域サポーターを養成します。

(ii) 性犯罪被害者に対する支援

性暴力被害者の心身の負担軽減とその回復を図り、被害の潜在化を防止するとともに、性暴力のない社会づくりを目指すため、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）において、行政、医療機関、弁護士会、民間団体等と連携した総合的な支援を実施します。

(iii) 家族等に対する支援

直接的な被害を被った犯罪被害者だけでなく、兄弟姉妹等その家族や関係者に対しても必要とされる支援内容について、そのニーズをくみ取り、京都府犯罪被害者サポートチームや関係機関等によるカウンセリング等の適切な支援を実施します。

(3) 民間支援団体への援助

ア. 現状と課題

犯罪被害者等の誰もが、望む場所で、必要な時に、いつでも情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられたきめ細やかで途切れのない支援を受けられるよう、犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体への援助が必要です。

イ. 具体的施策

（公社）京都犯罪被害者支援センターが行う相談業務や各種事業の運営に対して援助するとともに、寄附された古本等の売却収益を犯罪被害者支援センターに活動資金として寄附することができる「ホンデリング」の実施を府内全市町村に拡大するなど、その活動を積極的に支援し、併せて、その他の民間支援団体等との連携強化を図ります。

(4) 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発

ア. 現状と課題

犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等の名誉やプライバシーが尊重されるよう、最大限に配慮し、その尊厳を守っていく必要があります。平穏な生活への配慮の重要性等について、府民の理解や共感を深めるため、広報啓発を継続的に実施する必要があります。

また、犯罪等により被害を受けた際に、その被害の類型等を問わず、府民の誰もが、早期に適切な支援を受けられるよう、支援窓口の更なる周知のための広報についても継続的に実施する必要があります。

イ. 具体的施策

犯罪被害者等への支援の必要性に対する府民の理解の浸透に向けた広報啓発を実施するとともに、犯罪被害者等の支援窓口の周知を進めます。

(7) 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発

犯罪被害者等の置かれた状況や、犯罪被害者支援の重要性等について府民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成するため、京都サンガF. C. ホームゲームでの啓発等の機会や犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）等の期間を利用し効果的な広報啓発活動を実施します。

(i) いのちを考える教室の実施

人とのつながりの大切さ、自分や他者のいのちの大切さを感じ、被害者にも、加害者にもならないという規範意識を育むため、犯罪被害者支援等に関する専門的な知識や技能を有する犯罪被害者支援コーディネーターによる「いのちを考える教室」を府内の中学校・高等学校等で引き続き実施します。

(ii) 各種相談窓口・支援窓口の広報等

犯罪被害者等が一人で悩みを抱え込まず、相談しやすい環境をつくるため、警察総合相談室や性犯罪相談ダイヤル「ハートさん」、レディース相談、ヤングテレホン、京都ストーカー相談支援センター等の警察関係相談窓口や各市町村における相談窓口、民間支援団体が設置する相談窓口の周知を進めるとともに、犯罪被害者支援施策市町村職員担当者研修会等の実施を通じて、担当者の相談対応力の向上を図ります。

第5章 計画の推進

1 推進体制の整備

(3) 犯罪被害者等の支援

ア. 「京都府犯罪被害者支援連絡協議会」による推進

被害者のニーズに応えるため、「京都府犯罪被害者支援連絡協議会」の会員である行政、警察、民間支援団体等が各々の業務について認識を深めて情報交換を行うことにより、各種支援活動を効果的に推進するとともに、その各種活動を通じて支援の重要性を啓発することで、被害者支援に係る社会環境を醸成します。

イ. 京都府による計画の推進

庁内に組織横断的な会議を設置するなどして、計画を全庁挙げて推進することとし、国と連携した総合的な施策をそれぞれの役割を踏まえて進めます。

ウ. 市町村や関係機関との連携

犯罪被害者等と各支援機関を適切に結ぶため、京都府をはじめ、市町村や民間活動団体等で構成される京都府犯罪被害者サポートチームのネットワークを活用した総合的な支援を実施します。

京都府警察における犯罪被害者等支援の取組

資 料	令和4年6月28日	京都府警察本部警務部警務課 犯罪被害者支援室
件 名	警察における犯罪被害者支援の概要について	
警察における 犯罪被害者支 援の経緯	平成8年2月1日 警察庁「被害者対策要綱」を制定 平成8年5月14日 京都府警察被害者対策推進委員会を設置 平成8年7月1日 警察本部警務課に犯罪被害者対策係を設置 平成8年10月11日 「京都府警察被害者対策要綱」を制定 平成11年3月11日 警察本部警務課に犯罪被害者対策室を新設 平成12年3月24日 全警察署に犯罪被害者支援係を設置 平成21年3月24日 犯罪被害者対策室を「犯罪被害者支援室」に名称変更 平成23年7月7日 警察庁「被害者支援要綱」を制定（第2次犯罪被害者等基本計画） 平成23年12月28日 「京都府警察犯罪被害者支援要綱」を制定 平成28年4月1日 警察庁犯罪被害者支援基本計画制定（第3次犯罪被害者等基本計画） 平成28年12月1日 京都府警察犯罪被害者支援基本計画策定 令和3年3月31日 警察庁犯罪被害者支援基本計画制定（第4次犯罪被害者等基本計画） 令和3年5月25日 京都府警察犯罪被害者支援基本計画策定	
体 制 (R4.5末現在)	○ 警察本部～警務課犯罪被害者支援室5人、兼務者11人、 特別被害者支援要員113人 ○ 警察署～警務課犯罪被害者支援係38人、指定被害者支援要員756人、 特別被害者支援要員74人	
主 要 施 策	1 指定被害者支援要員制度（平成12年4月～） あらかじめ指定された警察官（支援要員）が、対象事件の被害者等への付添い、相談への対応、捜査手続の説明、医療機関への同行等を行い、被害者等の精神的な不安や苦痛の軽減、解消を図るもの ※ 対象事件 殺人、傷害、強制性交等、強制わいせつ、強盗致死傷、逮捕監禁等の身体犯 重大な交通事故事件（死亡ひき逃げ事件、危険運転致死傷罪等） その他署長が必要と認める事件の被害者等 2 特別被害者支援要員 死傷者多数事案等発生時、初期段階から組織的かつ総合的な被害者支援を迅速かつ的確に行うためあらかじめ指定された要員 3 各種公費負担制度の運用 ・ 身体犯被害者等に対する診断書料等費用（平成11年7月～） ・ 性犯罪被害者の初診時の処置料、検査料、画像診断料、投薬料を対象（平成28年4月～） ・ 精神科医師の診察に係る費用（平成17年7月～） ・ 犯罪被害者等一時避難場所に係る費用（平成19年7月～） ・ 司法解剖後における死体検案書料の費用（平成23年4月～） ・ 司法解剖後における遺体修復に係る費用（平成24年4月～） ・ ハウスクリーニングに係る費用（平成28年4月～） ・ カウンセリングに係る費用（平成29年4月～） 4 臨床心理士による犯罪被害者カウンセリング制度の運用 精神的被害の深刻な被害者等に対して、早期の被害回復を図るため、臨床心理士の資格を有する心理カウンセラーによるカウンセリングの実施 5 被害者連絡制度（平成8年10月～） 殺人、強制性交等の身体犯や重大な交通事故事件等の被害者又は遺族に対して、捜査手続、捜査状況、被疑者の検挙及び処分状況等の情報を提供する制度 6 犯罪被害給付制度 犯罪被害者等に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図る制度 7 関係機関及び団体との連携等 (1) 京都府犯罪被害者支援連絡協議会の構成機関との連携 (2) 公益社団法人京都犯罪被害者支援センターとの連携 京都府公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体である同センターに対する情報提供 (3) 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）との連携 8 犯罪被害者等に関する府民の理解増進に向けた広報啓発活動の推進 社会全体で被害者等を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運の醸成 (1) 犯罪被害者遺族による講演会等の実施 (2) 大学生を対象とした被害者支援に係る講義と社会参加活動の促進 (3) 中高生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の実施 (4) ひまわりの絆プロジェクト	

犯罪被害者等の支援に関する
アンケート調査結果

京都府犯罪被害者等の支援に係るアンケート調査結果について

〔調査期間〕 令和 4 年 2 月 1 日から 2 月 28 日

〔対象者〕

- ① 京都府警察及び（公社）京都犯罪被害者支援センターに関わりのある犯罪被害者等 153 人/ 218 人
- ② 京都府警察官及び（公社）京都犯罪被害者支援センターの支援者 68 人
- ③ 市町村被害者支援施策担当 24 市町村

【調査結果】

（１）心身の不調について

犯罪被害者等の声

- 不眠、食欲減退、無力感等の何らかの心身の不調があったとの回答が約 6 割強
- 一方、医療機関やカウンセリングを受けるための外出もままならない状況から、医療機関やカウンセリングを受けたとの回答は 4 割に満たなかった。

＜支援者等の声＞

- 被害者が医療機関・カウンセリングを受けることができない、または本人の意向によりつながらないケースに対して、積極的な働きかけが必要
 - ・ 早期段階でのカウンセラーの関与
 - ・ オンラインによるカウンセリング

＜市町村担当課から情報提供が困難と回答があった支援＞

- ・ PTSD を対象とした医療費の助成

（２）生活面・経済面について

犯罪被害者等の声

- 事件に関連して経済的負担が生じたとの回答は約 6 割。本来負担する必要のなかった弁護士費用や転居費用、交通費等の経済的負担への補償を求める声が多く見られた。
- 収入が減り、生活が苦しくなったとの回答が約 4 割。事件がきっかけで学校又は会社を辞めた、変えたとの回答が約 2 割、休学・休業せざるを得なかったとの回答が 5 割強。精神的な不安から、日常の生活が困難になったとの声が多く見られた。

<支援者等の声>

- 被害者が自己負担を強いられることの多い費用の公費補助制度の充実
 - ・ 弁護士費用、介護タクシー利用料、育児・介護等ヘルパー等費用
 - ・ 生活環境を変えざるを得ない中での転居費用
- 事件がきっかけで休職や退職を余儀なくされ、生活が苦しくなった被害者等に対する休業補償や失業者への支援制度等の周知が必要
- 損害賠償請求が認められても、加害者側の問題で支払われない場合があり、被害者が確実に損害補償される制度が必要

<市町村担当課から情報提供が困難と回答があった支援>

- ・ 子どもの通学の付き添い、家事支援
- ・ 遠隔地の犯罪発生地への移動費用の支援
- ・ 転居費用の補助、公営住宅以外の一般住居への転居に係る支援
- ・ 仕事を一時的に休業する場合の支援
- ・ 女性カウンセラーによる就職相談

(3) 警察、検察、裁判所、役所などでの困り事について

犯罪被害者等の声

- 警察や検察での事情聴取が苦痛だったとの回答が約4割強ある中、被害者の心情に配慮した対応を求める声が多く見られた。
- 何の手続きをすればよいかわからないとの回答が約3割強、利用できる行政サービスを網羅して情報提供してほしい、被害後のショックが大きい中で、複雑多岐にわたる手続きが負担との声が見られた。

<支援者等の声>

- 被害者の置かれた状況に応じた支援制度を網羅した「手続きリスト」を各関係機関の共通ツールとして作成しチェックするなど支援もれを防ぐための仕組みづくりが必要

<市町村担当課から情報提供が困難と回答があった支援>

- ・ 裁判への付き添い
- ・ 損害賠償請求に係る支援

(4) 二次被害に関して

犯罪被害者等の声

- 二次被害を受けたことがあるとの回答は約3割。その内容は、関係者である警察、検察、加害者側の弁護士、支援者のほか、職場、地域、家族など身近な人からの言動によるもの、更にインターネットやSNS上での誹謗中傷と多岐にわたっている。

<支援者等の声>

- 二次被害に関する被害者からの相談は多数。関係機関の担当者から身近な人、SNS 等による不特定人も含め、被害者の置かれた状況や心情への理解不足から傷つけているケースが多く、被害者支援に対して学校教育をはじめ、広く府民への広報啓発が必要

<市町村担当課から実施が困難と回答があった項目>

- ・ 住民や事業者への被害者支援の理解促進（講演会等の実施）
- ・ 職員研修の実施
- ・ 大学との連携による広報啓発等
- ・ 学校における教育

(5) 大規模事案について

犯罪被害者の声

- 社会の注目が集まる事案では、マスコミ等により、望まない実名や写真の公表や手段を選ばない取材により、精神的苦痛を受けたとの声が見られた。

<支援者等の声>

- 過去の大規模事案では、遺族が報道発表を拒否していることを伝えたにも関わらず、報道機関が押しかける事態となった。取材拒否の被害者遺族に対する取材制限の制度が必要

<市町村等で実施が困難と回答があった項目>

- ・ 緊急支援体制の構築

(6) 提供してほしい情報について

犯罪被害者の声

- 警察の捜査状況が約6割と最も多く、次に事件に対する気持ちの整理や再被害への不安から加害者の処遇や出所情報を求める声が約5割となった。
- なじみのない刑事・民事手続きについての情報提供については約4割強

<支援者等の声>

- 被害直後は、精神的なショックが大きいため手続きの説明をしても、被害者が理解できないことが多い。刑事・民事の手続きは、説明を求める相手が警察官や検察官で、被害者からは尋ねにくいとの声をよく耳にする。被害者の立場に立って、理解を助けてくれるサポートが必要

<市町村等で対応が困難と回答があった項目>

- ・ 警察署や京都犯罪被害者支援センターを通じて、相談に来られる場合はその後の支援がスムーズだが、被害者が市町村の窓口で初めて来られた場合の経験が少ないため、適切な情報提供ができるかとの不安がある。

犯罪被害者等基本法及び
第4次犯罪被害者等基本計画の概要

犯罪被害者等基本法の概要

■目的■(犯罪被害者等の権利利益を保護)

- 犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
- 国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定
- 犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進

■対象■(犯罪被害者等)

- 犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為)の被害者、その家族・遺族

■基本理念■

- 犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する
- 被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる
- 再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う

■国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等■

■基本的施策■

- 相談及び情報の提供等(第11条)
- 損害賠償の請求についての援助等(第12条)
- 給付金の支給に係る制度の充実等(第13条)
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第14条)
- 犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保(第15条)
- 居住及び雇用の安定(第16～17条)
- 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(第18条)
- 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第19条)
- 国民の理解の増進(第20条)
- 調査研究の推進等(第21条)
- 民間の団体に対する援助(第22条)
- 意見の反映及び透明性の確保(第23条)

■犯罪被害者等基本計画■

- 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
- 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

■年次報告■

■犯罪被害者等施策推進会議■

- 会長 内閣総理大臣
- 委員(10人以内):
 - ・国家公安委員会委員長
 - ・内閣総理大臣が指定する国務大臣
 - ・内閣総理大臣が任命する犯罪被害者等の支援等に関する有識者

閣議
決定

基本計画の案の作成

その他重要事項の審議

施策の実施の
検証・評価・監視

施策の実施の推進

【各省庁】
基本計画にのっとり
施策を実施

第4次犯罪被害者等基本計画

第1次～第3次犯罪被害者等基本計画における主な成果

- ・ 犯罪被害給付制度の拡充
- ・ 被害者参加制度の創設・拡充
- ・ 損害賠償命令制度の創設
- ・ カウンセリング費用の公費負担制度の整備
- ・ 全都道府県へのワンストップ支援センターの設置
- ・ 全地方公共団体への総合的対応窓口の設置

第3次犯罪被害者等基本計画の評価

- 犯罪被害者等への中長期的な支援が必要
- 性犯罪や児童虐待等被害が潜在化しやすい被害者への支援が必要

第4次犯罪被害者等基本計画のポイント

① 地方公共団体における犯罪被害者等支援

- 犯罪被害者等支援を目的とした条例制定等に関する情報提供の実施
- 地方公共団体の総合的対応窓口における公認心理師等の専門職の活用

② 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける夜間休日コールセンターの設置等の体制強化
- 児童虐待等の被害児童支援のための児童相談所における児童福祉司、学校におけるスクールソーシャルワーカー等の配置の充実

③ 加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実

- 謝罪・被害弁償等の具体的行動を促す改善指導・矯正教育等の充実
- 刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度の検討
- 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実

④ 様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援

- 被害者支援連絡協議会等における連携の推進
- 様々な犯罪被害者等への適切な対応や支援
- インターネット上の誹謗中傷等への適切な対応

犯罪被害者等支援に特化した
都道府県条例の制定状況

犯罪被害者支援に関する都道府県の条例制定及び被害者への経済的支援状況

		被害者支援条例の制定状況					被害者への経済的支援状況														
		都道府県				市町村	都道府県										市町村				
		安まち 条例	特化 条例	安まち 条例 ↓ 特化 条例	特化 条例 検討中		見舞金	貸付金	転居費用助成	日常生活	遺児奨学金	賃貸住宅仲介 手数料免除	助成 再 提訴費用	助成 弁護士費用	見舞金	貸付金					
1	北海道		○			×	98.8%										×	2.2%	0.6%		
2	青森		○			×	5.0%										×	2.5%	0.0%		
3	岩手	○				×	0.0%										×	0.0%	0.0%		
4	宮城		○			×	20.0%										×	20.0%	0.0%		
5	秋田		○			◎	100.0%										◎	100.0%	0.0%		
6	山形		○			×	5.7%	◎		○							×	2.8%	0.0%		
7	福島		○	●		×	5.0%	◎	○		○						×	5.0%	0.0%		
8	茨城		○	●		×	22.7%										×	6.8%	4.5%		
9	栃木		○	●		×	28.0%	◎	○								×	32.0%	0.0%		
10	群馬		○			×	8.5%										×	8.5%	0.0%		
11	埼玉		○	●		×	28.5%										×	22.2%	0.0%		
12	千葉		○	●		×	12.9%	◎	○						○		×	11.1%	0.0%		
13	東京		○			×	8.0%	◎	○		○				○		×	1.6%	4.8%		
14	神奈川		○	●		×	21.2%	◎		○			○				×	21.2%	0.0%		
15	新潟		○	●		×	66.6%	◎	○								×	56.6%	0.0%		
16	富山		○			×	6.6%										×	6.6%	0.0%		
17	石川		○			×	89.4%										◎	100.0%	0.0%		
18	福井		○			×	11.7%	◎	○		○				○		×	5.8%	0.0%		
19	山梨	○			○	×	37.0%										×	3.7%	0.0%		
20	長野		○			×	1.3%	◎	○						○		×	1.3%	0.0%		
21	岐阜		○	●		◎	100.0%	◎			○		○		○		◎	100.0%	2.4%		
22	静岡		○			×	51.4%										×	48.5%	0.0%		
23	愛知		○	●		×	14.8%	◎	○			○		○			×	7.4%	0.0%		
24	三重		○			×	79.3%	◎	○				○				×	82.7%	0.0%		
25	滋賀		○			◎	100.0%										◎	100.0%	0.0%		
26	京都	○			○	◎	100.0%										◎	100.0%	0.0%		
27	大阪		○			×	16.2%	◎					○	○			×	16.2%	0.0%		
28	兵庫	○			○	◎	100.0%										◎	100.0%	2.4%		
29	奈良		○			◎	100.0%	◎							○		◎	100.0%	5.1%		
30	和歌山		○	●		×	40.0%	◎		○					○		×	40.0%	0.0%		
31	鳥取	○				×	42.1%	◎	○								×	42.1%	0.0%		
32	島根	○				×	0.0%	◎	○								×	0.0%	0.0%		
33	岡山		○			◎	100.0%	◎	○						○		×	74.0%	0.0%		
34	広島		○			×	39.1%	◎							○		×	47.8%	0.0%		
35	山口		○			×	42.1%	◎		○							×	15.7%	0.0%		
36	徳島		○			×	4.1%	◎				○			○		×	4.1%	0.0%		
37	香川		○	●		×	0.0%	◎	○					○			×	0.0%	0.0%		
38	愛媛	○			○	×	0.0%										×	0.0%	0.0%		
39	高知		○			×	17.6%	◎			○	○			○	○	×	0.0%	0.0%		
40	福岡		○			×	23.3%	◎						○	○		×	23.3%	0.0%		
41	佐賀		○	●		◎	100.0%	◎							○	◎	◎	100.0%	0.0%		
42	長崎		○			◎	100.0%										◎	100.0%	0.0%		
43	熊本		○			×	6.6%	◎	○								×	2.2%	0.0%		
44	大分		○			◎	100.0%	◎	○								◎	100.0%	0.0%		
45	宮崎		○			×	19.2%										×	19.2%	0.0%		
46	鹿児島		○			×	4.6%										×	0.0%	0.0%		
47	沖縄	○			○	×	0.0%										×	0.0%	0.0%		
合計		8	39	12	5	10	37	39.9%	27	15	3	6	1	3	3	6	12	10	37	34.7%	0.4%

犯罪被害者支援センター及び
学識経験者からの意見聴取結果

被害者支援に関する有識者からの意見聴取結果

▶ 意見聴取期間

令和4年1月17日（月）～1月28日（金）

▶ 意見聴取先（有識者）

- | | | |
|---------------------|--------|---------------------|
| (1) 京都産業大学名誉教授 | 藤岡 一郎氏 | |
| (2) 京都犯罪被害者支援センター理事 | 平井 紀夫氏 | （全国被害者支援ネットワーク特別顧問） |
| (3) 京都犯罪被害者支援センター理事 | 川本 哲郎氏 | （同志社大学司法研究センター研究員） |
| (4) 武庫川女子大学准教授 | 大岡 由佳氏 | |

▶ 有識者からの主な意見を踏まえた課題

1 ワンストップの支援体制

犯罪被害者支援には、いつでも、どこでも被害者に寄り添ったシームレスできめ細やかな支援が求められる。このためには、関係機関が被害者の情報を共有し、有機的に機能しながら支援を進める体制が必要であるが、当府ではこうした体制が講じられていないことが課題。

京都府が主導して、警察や市町村、犯罪被害者支援センター（以下「センター」という。）等の関係機関が一体となって、ワンストップで支援が講じられる体制の構築を条例に盛り込み、取組を進めることが必要。

※ 当府では、犯罪被害者支援サポートチームを設置し、警察、センターとの情報共有を行っているが、被害者に応じたワンストップの支援体制には至っていない。

2 大規模事案及び広域に及ぶ事案での被害者支援

死傷者が多数に及ぶ事件や被害者が複数の市町村、都道府県に及ぶ事件、また、旅行者（外国人を含む。）など都道府県内に居住していない者が被害者となる事件が発生した場合に、関係機関の連絡調整の下、各機関が有機的に機能しながら支援を進めることが必要。当府ではこうした体制が講じられていないことが課題。

京都府が主導調整して、警察や市町村、センター等との関係機関と有機的に初期的な対応を行う体制の構築を条例に盛り込み、取組を進めることが必要。

3 日常生活支援などの経済的な支援制度の構築

日常生活支援など被害者が直面する経済的な問題に対する支援は見舞金しかなく、支援制度が不足している。また、市町村の規模等により市町村間で格差が生じ、府内均一に支援が受けられない状況。支援の充実や、支援の格差を解消することが課題。

精神的なダメージにより、介護、家事、育児といった日常生活を送ることがままならないなど、多大な支障が生じるため、京都府において、日常生活支援など、市町村又は民間団体がカバーできていない支援の領域を洗い出し、支援制度を構築することが必要。

4 二次受傷者への被害者支援

被害者支援を行う支援従事者や児童生徒が被害に遭った場合の兄弟姉妹・同級生等が心理的外傷を受ける二次受傷が発症しているが、二次受傷に対する支援は未だ進んでおらず、二次受傷に対する支援は被害者支援の領域として新たな課題。

京都府において、二次受傷に対する支援を条例に盛り込み、取組を進めることが必要。

5 インターネット上の誹謗中傷に対する被害者支援

SNSなどインターネット上の誹謗中傷被害は大きな社会問題となっており、投稿者情報の開示や削除要請等は対策が講じられつつあるが、被害者支援は未だ進んでおらず、こうした者への支援は、被害者支援の領域として新たな課題。

こうした被害は今後も増加することから、京都府において、インターネット上の誹謗中傷を受けた者への支援を条例に盛り込み、取組を進めることが必要。

近隣府県及び直近に制定した
主な犯罪被害者等支援条例

- ・ 大阪府条例 ————— 31 p
- ・ 愛知県条例 ————— 35 p
- ・ 長野県条例 ————— 39 p

大阪府条例第二号

大阪府犯罪被害者等支援条例

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 基本的な施策（第九条―第十八条）

第三章 推進の体制等（第十九条―第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに府、府民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- 四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- 五 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する団体をいう。以下同じ。）その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

- 4 犯罪被害者等支援は、国、府、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。

(府の責務)

第四条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 府は、市町村が総合的かつ計画的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(府民の責務)

第五条 府民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、府が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、府が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、府が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等支援に関する指針)

第八条 府は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する指針（以下この条において「指針」という。）を定めるものとする。

- 2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- 二 犯罪被害者等支援に関する施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

- 3 府は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、犯罪被害者等や府民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 府は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

- 5 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

- 6 府は、犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画が変更されたときその他必要が生じたときは、指針の見直しを行う。

- 7 府は、指針に基づく施策の実施状況について、毎年度、公表するものとする。

第二章 基本的な施策

(相談及び情報の提供等)

第九条 府は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している法律問題その他の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第十条 府は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十一条 府は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十二条 府は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、大阪府営住宅条例（昭和二十六年大阪府条例第四十五号）第二条第四号に規定する府営住宅への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十三条 府は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深めるため、事業者に対する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十四条 府は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(府民の理解の増進)

第十五条 府は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について府民の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第十六条 府は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成)

第十七条 府は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等の犯罪被害者等支援を担う人材を養成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査及び情報の収集)

第十八条 府は、犯罪被害者等の意見の把握に努める等、犯罪被害者等支援に関する施策の充実に向けて調査及び情報の収集を行うものとする。

第三章 推進の体制等

(被害者支援調整会議)

第十九条 府は、犯罪被害者等早期援助団体及び関係市町村とともに総合的な犯罪被害者等支援を一体となって実施するため、被害者支援調整会議を設置する。

- 2 被害者支援調整会議は、民間支援団体その他の関係機関と緊密に連携し、犯罪被害者等が、当該関係機関のいずれに支援を求めた場合においても同様に必要とする支援が受けられるよう努めるものとする。

(個人情報収集及び適切な管理)

第二十条 府の実施機関（大阪府個人情報保護条例（平成八年大阪府条例第二号）第二条第五号に規定する実施機関をいう。）は、犯罪被害者等支援を行うに当たり必要な範囲内において、他の実施機関及び犯罪被害者等、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものから、犯罪等により被害を受けた事実その他の要配慮個人情報（同条第二号に規定する要配慮個人情報をいう。）を含む個人情報（同条第一号に規定する個人情報をいう。）を収集することができる。

- 2 府は、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものとの連携協力のため、犯罪被害者等に係る個人情報を提供するときは、その職員、構成員等に対し、当該情報を府の職員に準じて適切に取り扱うよう求めるものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 府は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に定められている大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針は、第八条第一項の規定により定められた犯罪被害者等支援に関する指針とみなす。

愛知県犯罪被害者等支援条例

目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策等（第八条—第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全に安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- 四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗（ひぼう）中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- 五 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。
- 六 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行うとともに、当該犯罪被害者等支援に

より二次被害が生ずることのないよう十分配慮すること。

二 犯罪被害者等が社会において孤立することなく、安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援を公正かつ迅速に途切れることなく提供すること。

三 国、県、市町村、民間支援団体その他の関係者が相互に連携を図りながら協力して取り組むこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策が推進されるよう、市町村に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するように努めなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するように努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する犯罪被害者等の就業に十分配慮するよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第七条 民間支援団体は、犯罪被害者等支援を行うに当たっては、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用して行うよう努めなければならない。

2 民間支援団体は、基本理念にのっとり、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策等

(支援に関する指針)

第八条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等支援についての基本的な方針

二 犯罪被害者等支援に関する施策

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、犯罪被害者等及び県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

(総合的な支援体制の整備)

第九条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の関係者と連携し、及び相互に協力して、総合的な犯罪被害者等支援の体制を整備するよう努めるものとする。

(相談、情報の提供等)

第十条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第十一条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復することができるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十二条 県は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定等)

第十三条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等)

第十四条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について理解を深めることができるよう、事業者に対する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十五条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解)

第十六条 県は、県民が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について理解を深めることができるよう、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第十七条 県は、犯罪被害者等支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を行うことができるよう、民間支援団体に対する犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第十八条 県は、犯罪被害者等支援に従事する人材の育成を図るため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第十九条 県は、犯罪被害者等支援に従事する者に対し、犯罪被害者等支援における個人情報の保護の重要性を認識して、犯罪被害者等に係る個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

(財政上の措置)

第二十条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第二十一条 県は、毎年度、犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(愛知県安全なまちづくり条例の一部改正)

2 愛知県安全なまちづくり条例（平成十六年愛知県条例第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 犯罪の被害者等に対する支援（第三十三条―第三十五条）」を削り、「第八章」を「第七章」に、「第三十六条」を「第三十三条」に改める。

第七章を削る。

第八章中第三十六条を第三十三条とし、同章を第七章とする。

長野県犯罪被害者等支援条例

目次

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 基本的施策（第12条—第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (5) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われ

なければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に行われ、かつ、途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものとの適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援に関する計画)

第8条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「推進計画」と

いう。)を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針

(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、推進計画の策定に当たっては、県民及び犯罪被害者等の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(支援体制の整備)

第9条 県は、犯罪被害者等支援に関し、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものと相互に連携を図りながら協力するための体制を整備するものとする。

2 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合において、当該事案による犯罪被害者等に対して直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村及び民間支援団体その他関係機関と協力して、当該事案による犯罪被害者等を支援する体制を整備し、必要な支援を行うものとする。

(個人情報の適切な管理)

第10条 県は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

2 県は、犯罪被害者等支援を担う人材に対し、前項の規定に準じて犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、犯罪被害者等支援を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第12条 県は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介、弁護士の助言を受ける機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第13条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の場合において、県は、犯罪被害者等が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときは、その発達段階に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。

(日常生活の支援)

第14条 県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第15条 県は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第16条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに二次被害及び再被害を防止するため、県営住宅（県営住宅等に関する条例（昭和35年長野県条例第33号）第2条に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第17条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての事業者への啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第18条 県は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、給付金の支給に努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償請求に関する情報の提供)

第19条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等が行う損害賠償の請求に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供)

第20条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関

与することができるようにするため、刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第21条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないようにするため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育)

第22条 県は、学校の設置者等と連携し、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第23条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第24条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

